

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 豊浦町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	82	農業就業者数	171	認定農業者	34
自給的農家数	2	女性	77	基本構想水準到達者	10
販売農家数	80	40代以下	37	認定新規就農者	0
主業農家数	49	※2015年世界農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	8
準主業農家数	5			集落営農経営	0
副業的農家数	26			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※農業委員会調べ(令和2年3月現在)

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	140	1,770	-	-	-	1,910
経営耕地面積	131	1,686	810	0	876	1,817
遊休農地面積	5	25	25	0	0	30
農地台帳面積	164	2,808	1,456	0	1,352	2,972

- ※1 耕地面積は、令和元年農林水産統計(令和2年年1月公表)における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、2015年世界農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員			定数	実数	地区数
	定数	実数				
農業委員数	9	9				
認定農業者	-	8				
認定農業者に準ずる者	-	0				
女性	-	0				
40代以下	-	0				
中立委員	-	1				

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,910ha	1,545ha	80.9%
課 題	条件の良い農地については、所有者の意向があれば集積可能であるが、条件の悪い農地については、引き受けてが見つからない。		

※1 耕地面積は、令和元年農林水産統計(令和2年1月公表)における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 19.1ha (うち新規集積面積 0.0ha)
活動計画	<p>目標設定の考え方: 農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積</p> <p>・町の農業経営基盤強化基本構想を推進するために、離農が懸念される農業者や不在地主の農地を遊休化しないように、指導を強化するとともに、担い手への集積が図られるよう普及促進を図る。</p> <p>・基本構想では耕地面積の95%を目標としているが、ある程度担い手への集積が行われているため、耕地面積の1%を集積目標とし、年間を通し協議を行う。特に、農閑期の令和2年 1月～3月については農業者と個別協議を行う。</p>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	0経営体	3 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	1.1 ha	0 ha
課 題	高齢化や後継者不足により地域農業の担い手が減少していることから、新規参入者の確保が必要であるが、豊浦町の農業形態と希望する形態が合わない、新規参入希望者の資金不足などが要因となり、新規参入が難しい状況となっている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	2.0 ha
活動計画	就農希望者に対して、農地取得については、1年を通して農業委員会で相談を受けるとともに、技術・経営面については4月から10月にかけて胆振農業改良普及センターやJAとうや湖が重点的に指導を行い、新規参入を成功させる。さらに、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,910 ha	11.8 ha	0.6%
課 題	高齢化や後継者不足により地域農業の担い手が減少していることから、遊休農地の解消が難しい状況となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.4 ha		
	目標設定の考え方:5年間で遊休農地を解消するため、今年度は約20%の遊休農地の解消を目指す。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	14人	8月～10月	11月～12月
	調査方法	1.管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を一斉に実施。 2.遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに確認し、写真を撮り、地図等に記録。 3.農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域は順次調査。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10月～11月	11月～1月	
その他	農業者への利用権設定等による解消や中間管理機構の利用を検討するとともに、農地利用意向調査の結果を踏まえ、作付再開及び農地法に準拠した非農地化により遊休農地の解消を図る。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和元年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,910ha	0ha
課 題	現在のところ違反転用は発生していないが、今後も地域農業者への違反転用防止に向け、啓発活動を継続していく必要がある。	

※ 耕地面積は、令和元年農林水産統計(令和2年1月公表)における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農業者への周知、農地利用状況調査(8月～10月の3ヶ月)を「利用状況調査(農地パトロール)月間」に設定し、見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、違反転用が発生しないよう監視等に努める。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何をを行うのか等詳細かつ具体的に記入